

「放送を巡る諸課題に関する検討会」 における関連提言・関連議論

「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ」

(令和2年6月 放送事業の基盤強化に関する検討分科会)

(1) 環境整備のため取り組むべき事項

- ローカル局が、地域密着情報や災害情報を発信していくことが求められる。
- ローカル局は、その経営の健全性が現時点で維持されている内に、経営の変革に取り組むとともに、放送事業外収入の拡大を図ることが必要になってくると考えられる。
- ステークホルダーとの連携を行うことにより、地域の人作りや地域の安心・安全に資することが重要である。
特に、災害時における地方自治体等との連携は、地域に密着した情報の提供基盤の形成に寄与すると考えられる。
- 地域の情報を国内他地域に展開するとともに、海外等への展開やインターネット等の活用の促進を行うことにより、放送事業外収入の多様化・多角化が期待される。
- デジタルトランスフォーメーションを進めることにより、ビジネス改革を行うとともに、コンテンツの多様・多彩な利用を積極的に進めるなど、既存の業務やシステムの効率化を抜本的に進めることを検討していく必要がある。
- 他社との連携や情報共有なども選択肢に入れて取り組むことが必要である。
- 国においても、ニーズを踏まえた方策の充実に努めていくべきである。

(2) 経営基盤強化の基本的方向性

① ベストプラクティスの共有

- 他社での取組事例を参考にしたり、他社と連携したりすることで、ベストプラクティス等先導的取組に関する情報を共有できる仕組みを構築することが有効である。民放連での情報共有の取組は非常に有効であり、今後とも継続的に取り組まれることを期待したい。

② 人材育成

- 民放連は、人材育成事業に取り組んでおり、引き続き、各社や関係団体において、人材育成のための取組を強化していくことが重要である。また、総務省においても、研修やTIFFCOMIにおけるセミナー・ピッチ企画などを通じて、ローカル局などにおける制作や海外展開を行う人材の育成を支援することが重要である。

「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ」

(令和2年6月 放送事業の基盤強化に関する検討分科会)

③ インターネット等の活用の推進

- 共通の配信基盤を構築するなど、効率的・安定的な配信基盤の確立ができるよう、引き続き国としても環境整備を図る必要がある。
- コンテンツの配信に当たっては権利処理の円滑化も課題の一つであり、総務省においては、円滑な権利処理の実現に向けた積極的な取組が求められる。
- 視聴データの取扱いについては、実証等を通じたルール整備を進め、視聴データを活用した新たなサービスの創出・展開を促進していく必要がある。
- NHKは、インターネット配信に係る協力も一層取り組んでいくことが望まれる。さらに、AIを活用した自動手話や自動字幕生成などの技術開発が行われており、NHKの持つ先導的な知見・技術を広く放送サービス全体に活用することの具体化を進めることが適当である。

④ 海外展開の一層の推進

- 海外との番組共同制作への支援や国際コンテンツ見本市を通じた海外展開支援、人材育成等が重要である。具体的な取組としては、海外との番組共同制作における地域との連携促進や、国内開催のため比較的ローカル局が参加しやすい TIFFCOMの抜本的強化や海外展開ノウハウを有する人材の育成等があげられる。
- TIFFCOMの強化については、より多くのローカル局が海外の販売・協力相手の獲得や海外展開に関する情報・ノウハウの習得、能力向上が容易となり、海外展開の機会を得やすくなることが期待される。

(3) 更なる施策の継続的な検討

- 放送事業者が時宜に合わせた経営判断を行うことができるよう、制度を含めた環境整備を行うことは、国としての重要な役割の一つである。国においては、既存の制度や施策を見直し、ニーズに即した新たな政策を通じた環境整備の検討を不断に進めていくべきである。
- 検討分科会としても、経営基盤を強化するために必要な方策の検討を引き続き進めていくこととする。

「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」

(令和3年1月 公共放送の在り方に関する検討分科会)

第5章 NHKと民間放送事業者との連携

(1) 現状

放送法は、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障する」を目的の一つとし、公共放送と民間放送の双方の普及を実現するため、

- ① 地理的な格差が生じないように、NHKに対して、テレビジョン放送等のあまねく普及義務
- ② 民間放送事業者を含む、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者に対して、その放送対象地域におけるあまねく普及努力義務を課している。

また、NHKの民間放送事業者との連携に関しては、放送法第20条において、

- ① 放送及びその受信に必要な調査研究を行い、その成果をできる限り一般の利用に供すること(第6項)
- ② NHKのインターネット活用業務と同様な民間放送事業者の業務の円滑な実施への協力の努力義務(第14項)

が、それぞれ定められている。

具体的には、NHKは、2020年9月に公表した「NHK経営計画(2021-2023年度)(案)」において、音声認識字幕システムやリアルタイムの手話CGの生成などの研究開発を推進するほか、日本の放送・メディア産業や人材を維持・育成する取組を積極的に支援することとしている。

第8回会合(2020年9月15日)の関係団体ヒアリングにおいて、民放連から、条件不利地域のユニバーサルサービスにつながる放送ネットワークの維持など、放送文化全体の発展のために裨益する受信料の使い方があってしかるべきであるとして、NHKと民間放送事業者との連携に関する要望があった。

(2) 検討

NHKと民間放送事業者との連携について、国民が多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、特に条件不利地域における放送ネットワークの維持・管理のほか技術面などにおいても、NHKと民間放送事業者が協力することについて、制度化しても良いのではないかとの意見が示された。

(3) 今後の方向性

国民が多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、ネットワークの維持・管理等に関する民間放送事業者との協力の努力義務を導入し、二元体制の下でNHKと民間放送事業者における連携を促進することが適当である。

また、NHKと民間放送事業者との連携の具体化を促すため、適切な協議の場を設けることが望ましい。

NHKにおいては、今後、民間放送事業者との連携を行った場合には、その取組状況について、明らかとすることが求められる。

「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」

(令和3年1月 公共放送の在り方に関する検討分科会)

第6章 その他

1. インターネット活用業務の位置付けと受信料の在り方

(1) 現状

諸外国の公共放送では、従来のテレビ・ラジオに加え、同時配信サービス等、インターネットを活用した新たな視聴手段を国民に提供し、インターネットを通じた視聴が国民に定着していく中で、視聴実態と整合的となるよう受信料制度を見直すことが課題となってきた。

我が国においても、テレビ世帯保有率は、2010年から2020年の10年間で98.8%から93.8%までに減少している。また、各メディアの平均利用時間調査において、10代・20代では、3割超がテレビをリアルタイムで視聴しておらず、平日のインターネット利用時間がテレビ視聴時間を上回っている。

このため、これからの受信料制度の在り方については、公共放送の業務の在り方と並行して検討することが必要と考えられる。具体的には、我が国における公共放送がその役割・使命を引き続き果たしていくため、インターネットを活用した業務をどのように位置付け、実施していくべきかについて検討することが必要と考えられる。

(2) 検討

受信料を担う者及びインターネット配信等の在り方については、視聴実態又は視聴環境との整合性があることが適切であると考えられる。この観点から、諸外国の制度を参考に、受信設備を設置した者に加え、インターネット同時配信等を利用可能とする者も受信料を担う者とするイギリス型の「受信設備設置者＋同時配信等サービス利用者」、受信設備の設置の有無にかかわらず、全ての世帯・事業者について受信料を担う者とするドイツ型の「全世帯・事業所に着目した受信料制度」に関して、それぞれ検討を行った。

まず、イギリス型の制度については、インターネット配信等を公共放送の本来業務とし、かつ同時配信等サービス利用者を受信料支払の対象とすることは、現時点の我が国においては、かえってインターネット配信の利用者の拡大の阻害となるおそれがあると考えられる。

また、ドイツ型の制度については、放送かインターネットかを問わず、国民のほとんどが公共放送を視聴可能な環境又は視聴実態がある状況を待たなければならないと考えられる。

受信料を担う者を受信設備設置者とし、インターネット配信等は目的達成業務(任意業務)とする現行制度は、現段階では多くの国民・視聴者が公共放送をテレビで視聴しているという実態と整合的なものと考えられる。

(3) 今後の方向性

受信料で賄われる同時配信等サービスである「NHKプラス」が2020年4月から本格開始され、民間放送事業者の配信プラットフォームであるTVerをNHKも一部の番組の提供に利用する等の取組みも着手されており、まずは、こうした取組を通じ、インターネットを通じた視聴拡大を図ることが重要である。

NHKのインターネット活用業務の在り方に係る議論 (公共放送の在り方に関する検討分科会)

【第6回会合(令和2年7月30日)】

○大谷和子構成員

テレビの非接触率の増加につきましては、若い世代を中心にネットで情報を取得することが選択されていることによるものと思われますが、逆に公共放送のコンテンツがデバイスにかかわらず視聴されることの価値や意義はむしろ高まっていることを考えますと、世代を超えて共通の公共放送のコンテンツを視聴できる環境を整えるために、NHKプラスを拡大していくことは、伝統的な放送の補完という役割の位置づけは変えないとしても、任意業務でやってもやらなくてもよいということではなく、いずれ必須業務として普及に努める必要が出てくるのではないかと考えております。それが乖離を埋める一助になるのではないかと考えております。

そうしますと、18ページでお示しいただいているように、イギリス型に見られますように、受信設備を持たずにアプリで視聴する方にも公共放送を支えていただくことが可能になるのではないかと思います。

○林秀弥構成員

1点目は、常時同時配信の位置付けの議論について、前回非公開会合のときにも申し上げましたが、またさきほど大谷構成員からもお話がありましたが、「任意業務」から「本来業務」としての格上げの議論が必要ではないかと存じます。そのためには、常時同時配信の単なるニーズ論からの脱却を図る必要があると思います。これまで、常時同時配信は国民・視聴者からの一定の「ニーズ」があるから導入するという言い方がされてきましたが、以前申し上げましたように「ニーズ」というだけでは弱いと思います。常時同時配信は単に顧客満足度を上げるためだけのものではないと存じます。むしろ、テレビ受信機で受信していない非リーチ対象のアクセスをどう担保するか、とか災害時や非常時へのアクセスをどう担保するかといった、いわば公共放送としてのユニバーサルサービスとしての機能をいかに充実させるかという見地から、常時同時配信のあるべき役割論・機能論を再定義することが重要だと思えます。

○中央常務構成員

1点目に、これは小塚構成員、大谷構成員もおっしゃったことに関わりませんが、受信料制度あるいは公共放送の問題が、根本的には民間放送とNHKとの間の2元体制、あるいは広い意味でのメディアの多元性を確保するための手段であるというところから、まず認識し、きちんと議論するというところから、あわせて、林構成員から、ニーズがあるというだけではNHKの業務としての同時配信の基礎付けとしては弱いというご指摘がございました。私もそう考えております。本来、NHKが同時配信を求める、あるいは、我々もこの議論を行うときに、そもそも公共放送の役割、機能を達成するために必要であるかどうかという議論をしてきたわけですが、同時配信をめぐる議論の中で、そもそもニーズがあるのかという投げかけもあったために、ニーズが一定程度あるということが何となく議論の前景に押し出されてきた経緯もございます。私はこの段階で正道に帰って、そもそも公共放送は何をすべきか、あるいは、現在のメディア、とりわけ民間放送を含めた放送メディアの置かれている状況の中で、NHKがどういった役割を果たすべきであり、そのために保障されるべき財源はどの範囲のものなのかという観点からの各論点の整理を行い、統合していく必要があるのではないかと考えております。

【第13回会合(令和3年1月15日)】

○林秀弥構成員

2点目は、インターネット活用業務の位置付けと受信料の在り方について、「インターネット活用業務を本来業務に位置付けるべきである」という意見が個人からあったところと存じますが、これに対して、「インターネット配信等は目的達成業務(任意業務)とする現行制度は、『現段階』では多くの国民・視聴者は公共放送をテレビで視聴しているという実態と整合的なものと考えます」という事務局のご回答があったところですが、この点は関口構成員からもお話があったようにあくまで現段階では時期尚早だということであって、通信放送の融合・連携が今後も進むことは不可避ですので、時期が来ればいずれインターネット活用業務のあり方は大きな論点となることは、あらためてここで強調しておきたいと存じます。総務省で今後これに関する検討会を設けることも一案と存じます。